

中小企業の人材確保を支援します

人手不足に悩む区内中小企業の職場環境の整備や採用力強化を支援する事業を行っています。募集数に達し次第、締め切ります。参加には一定の要件があります(選考あり)。



中小企業の留学生等採用支援事業

【対象】留学生等外国人求職者の採用・育成に意欲のある区内中小企業ほか、15社
【事業内容】対面による個別相談(各企業5回程度)・企業合同セミナーの開催による採用支援、合同企業説明会開催による外国人求職者とのマッチング支援ほか
【申込み】電話で同事業事務局(㈱パソナ内) ☎(6734)1272へ。

中小企業への就職マッチング支援事業

区内在住の女性求職者等とのマッチングを支援する事業です。
【対象】女性の採用、活躍推進に取り組む意欲のある区内中小企業、10社
【事業内容】仕事探しサイト「新宿区しごと図鑑」への掲載、女性求職者の採用・雇用継続がテーマのセミナーの開催、合同企業説明会開催による区内女性求職者等とのマッチング支援ほか
【申込み】電話で同事業事務局(㈱HRP内) ☎(3222)1801へ。

新宿ものづくりマイスター「技の名匠」®認定候補者を募集



区内のものづくり産業の振興を目的に、優れた技能を有し他の模範となる方を、「新宿ものづくりマイスター『技の名匠』」に認定しています。元年度は東京染小紋、引染、製本の各分野で活躍する3名の方を認定しました。申し込み方法等詳しくは、お問い合わせください。
【対象】区内の事業所で、ものづくり産業(対象業種はお問い合わせください。)に10年以上従事し、優れた技能を有し、後進の指導に取り組んでいる方
【選考方法】現地調査・書類・面接審査
【申込み期限】5月29日(金)
【問合せ】産業振興課産業振興係(西新宿6―8―2、BIZ新宿4階) ☎(3344)0701へ。

耐震改修工事費助成・不燃化建替助成の面積単価等を拡充しました

◆耐震改修工事費助成

助成要件・金額等詳しくは、お問い合わせください。

①木造住宅の1㎡当たりの単価を拡充

【対象】耐震性のない、昭和56年5月31日以前に着工した木造2階建て以下の住宅・共同住宅・店舗等併用住宅(過半が住宅)

【助成額】「実際の工事費」と「延べ面積×1㎡当たりの単価」の低い方の額に、工事等の種別に応じた助成率を乗じた額(このうち、1㎡当たりの単価を拡充(下表のとおり。別途上限額あり))

対象	拡充後	拡充前
耐震改修工事(※1) ▶道路突出 ▶無接道	34,100円	32,600円
簡易耐震改修工事 ▶道路突出 ▶無接道		

※1 耐震改修工事費は、「実際の工事費」と「延べ面積×1㎡当たりの単価」の低い方の額

◆不燃化建替助成

助成要件・金額等詳しくは、お問い合わせください。
【助成額】「実際の工事費」と「既存建物の延べ面積×1㎡当たりの単価」の低い方の額に、助成率を乗じた額(このうち、1㎡当たりの単価を拡充(右表のとおり。別途上限額あり))

【問合せ】防災都市づくり課(本庁舎8階)
▶耐震化支援…☎(5273)3829、▶不燃化支援…☎(5273)3842へ。

②非木造建築物の1㎡当たりの単価を拡充

【対象】耐震性のない、昭和56年5月31日以前に着工した鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の非木造建築物

対象	拡充後	拡充前	
倒壊の危険性が 高い 非木造建築物(Is値(※2)0.3未満相当)	住宅(マンションを除く)	34,100円	32,600円
	マンション	55,200円	47,300円
	住宅・マンションを除く建築物	56,300円	47,300円

※2 Is値(構造耐震指標)とは、建築基準法で想定する大地震に対し、建物を持つ耐震性(地震に対する安全性)の評点(算出は各階ごと)。
▶0.6以上…倒壊し、崩壊する危険性が低い、▶0.3以上0.6未満…倒壊し、崩壊する危険性がある、▶0.3未満…倒壊し、崩壊する危険性が高い

◎特定緊急輸送道路沿道建築物も拡充しています。詳しくは、お問い合わせください。

③分譲マンションの助成率を拡充

【助成額の算出方法】耐震改修工事費(※1)×3分の1×3分の2
※拡充前の算出方法は、耐震改修工事費(※1)×23%×3分の2

対象	拡充後	拡充前
不燃化建替え工事/除去・新築(耐震性のない、昭和56年5月31日以前に着工された建物)	34,100円	32,600円
不燃化建替え工事(除去・新築) ※上記以外の建物		
除去工事(耐震性のない、昭和56年5月31日以前に着工された建物)		

福祉

戦没者等の遺族の方に「第11回特別弔慰金」を支給

令和5年3月31日(金)まで請求を受け付けます。支給要件等詳しくは、お問い合わせください。
【対象】令和2年4月1日現在、公務扶助料等の受給権者がいない場合で、先順位の遺族1名
【支給内容】額面25万円、5年償還の記名国債
【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273)4228へ。

認知症の相談

●認知症 介護者相談
【日時】5月11日(月)午後2時～4時
【会場】区役所 第1分庁舎2階区民相談室



障害のある方へ助成制度をご利用ください

◆心身障害者福祉手当(区制度)

【対象】次のいずれかに該当する方
▶身体障害者手帳1～3級、▶愛の手帳1～4度、▶精神障害者保健福祉手帳1級(2年度4月から対象。令和2年3月末時点で有効の手帳をお持ちの方には、4月中に申請書をお送りします)▶脳性まひ、進行性筋萎縮症、▶難病疾病、▶戦傷病者手帳特別項症～2項症
※施設に入所している方、児童育成手当の障害手当支給対象の方、新規申請で65歳以上の方、所得が一定以上の方は対象外です。
【手当額(月額)】15,500円(身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方は7,750円)
【2年度の支給日】▶5月20日(木)(2月～4月分)、▶8月20日(木)(5月～7月分)、▶11月20日(金)(8月～10月分)、▶3年2月19日(金)(11月～1月分)
※精神障害者保健福祉手帳1級の方の初回支給日は9月18日(金)(4～7月分)です。

★所得に関する現況調査にご協力を

各手当とも、毎年7月初め～8月に現況調査を行っています。対象の方には7月10日頃に調査票を送付しますので、期限内に必ず提出してください。

【対象】認知症の方の介護者等で心や体に悩みを抱えている方、3名
【内容】西新宿コンシェルシアクリック精神科医師による個別相談
【申込み】4月17日(金)から電話で高齢者支援課高齢者相談第一係(本庁舎2階) ☎(5273)4593へ。先着順。
●認知症・もの忘れ相談
【日時・会場】
▶①5月7日(木)…落合保健センター(下落合4―6―7)
▶②5月28日(木)…四谷高齢者総合相談センター(四谷三栄町10―16、四谷保健センター等複合施設4階)
時間はいずれも午後2時30分～4時
【対象】区内在住で「最近もの忘れが多い」と心配のある方、各日4名
【内容】新宿区医師会認知症・もの忘れ相談医による個別相談
【申込み】4月17日(金)から電話で①は落合第一高齢者総合相談センター ☎(3953)4080、②は四谷高齢者総合相談センター ☎(5367)6770へ。先着順。

各手当の支給の対象に該当し、まだ受給していない方は、申請してください。申請した月分から支給されます。詳しくは、お問い合わせください。
【問合せ】障害者福祉課経理係(本庁舎2階) ☎(5273)4520・☎(3209)3441へ。

◆特別障害者手当(国制度)

【対象】次のいずれかに該当する方
◎特別障害者手当
日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある20歳以上の方で、①身体障害者手帳おおむね1級、2級で重複障害の方、②愛の手帳おおむね1度、2度で重複障害の方、①②と同程度の疾病・精神障害の方 ※施設に入所している方、病院等に3か月を超えて入院している方、本人と扶養義務者の所得が一定額以上ある方は対象外です。
◎障害児福祉手当
日常生活で常時介護が必要な状態にある20歳未満の方で、①身体障害者手帳おおむね1級、2級の一部分の方、②愛の手帳おおむね1度、2度の方、①②と同程度の疾病・精神障害の方 ※施設に入所している方、障害を理由とする年金を受けている方、本人と扶養義務者の所得が一定額以上ある方は対象外です。
【手当額(月額)】▶特別障害者手当…27,350円、▶障害児福祉手当…14,880円
【2年度の支給日】▶5月1日(金)(2月～4月分)、▶7月31日(金)(5月～7月分)、▶11月2日(月)(8月～10月分)、▶3年2月2日(火)(11月～1月分)

★受給資格喪失時の届け出はお忘れなく

次に該当する場合は、手当の受給者資格がなくなりますので、受給者本人または家族が必ず届け出てください。
▶死亡したとき、▶新宿区から転出したとき、▶法令の規定に基づき、老人福祉施設・生活保護施設・障害者支援施設もしくは児童福祉施設またはこれらに準ずる施設((特別)養護老人ホーム、軽費老人ホーム)に入所したとき、▶病院等に3か月を超えて入院しているとき(特別障害者手当を受給中の方のみ)

地域で子育てを応援します

ファミリー・サポート・センター会員募集

区社会福祉協議会が実施するファミリーサポート事業は、保育施設等への子どもの送迎や短時間の預かりなど、子育ての援助を受けたい方(利用会員)と援助を行いたい方(提供会員)の相互援助活動です。いずれも会員登録が必要です。
活動時間・活動費は下表のとおりです。
【問合せ】新宿区ファミリー・サポート・センター(高田馬場1―17―20) ☎(5273)3545へ。

	通常預かり	病児・病後児預かり
活動時間	午前6時～午後10時	月～金曜日午前8時～午後6時30分(祝日等を除く)
活動費(1時間)	▶①午前7時～午後7時…800円 ▶②上記①以外…900円 ▶年末年始…900円	1,000円

(1)利用会員の登録を希望する方

区内在住・在勤・在学中で、子育ての援助を必要とする生後43日～18歳(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)のお子さんの保護者の方を対象に、利用会員登録を受け付けています。

登録を希望する方は、説明会に参加してください(予約制)。説明会の日時・会場等詳しくは、お問い合わせください。

(2)提供会員の登録を希望する方

区内在住・在学の18歳以上で心身ともに健康な方を対象に、提供会員の登録を受け付けています。登録を希望する方は、4日間の講習会に参加してください。講習会終了後、(1)の説明会に1日参加後、登録となります。受講できなかった科目は次回の講習会で受講できます。※講習会の日時・会場等詳しくは、お問い合わせください。

ひとり親家庭(母子・父子)等の方へ福祉制度をご利用ください

■家事・育児のお手伝いが必要なとき

●家事援助者雇用費助成
一時的な残業・出張・病気等で、ベビーシッターやホームヘルパーを雇用する場合に、雇用費を助成します(助成額は所得により異なる)。利用時間は午前7時～午後10時の間で、1回に付き2時間～8時間利用できます。事前に利用登録をしてください。
【対象】義務教育修了前の子どもがいるひとり親家庭の親(子どもが中学生のみの方はひとり親家庭になってから6か月以内)

◇ひとり親家庭等への手当・医療費助成

◎児童育成手当

●育成手当
【対象】18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育し、児童が下枠内のいずれかに該当する方
【手当額(月額)】児童1人に付き13,500円
●障害手当
【対象】心身に障害(身体障害者手帳1級～2級程度、愛の手帳1度～3度程度、脳性まひ、進行性筋萎縮症)がある20歳未満の児童を養育している方
【手当額(月額)】児童1人に付き15,500円

▶父母が離婚した、▶父または母が死亡・生死不明・重度の障害の状態にあるか、法令により引き続き1年以上拘禁されている、▶父または母に引き続き1年以上遺棄されている、▶父または母が裁判所からのDV(ドメスティックバイオレンス)保護命令を受けた、▶婚姻によらない出生である(子の父(父子家庭の場合は母)に扶養される場合を除く)

◎児童扶養手当

【対象】18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(児童に中度以上の障害がある場合は20歳に達するまで)の児童を監護・養育し、児童が下枠内のいずれかに該当する方
【手当額(月額)】所得に応じて10,180円～43,160円。児童が2人以上のときは、第2子は5,100円～10,190円、第3子からは1人に付き3,060円～6,110円を加算(令和2年4月1日現在)

◎医療費助成
医療機関で健康保険による診療を受けた場合に、窓口で支払う自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費を、申請日から助成します。
【対象】18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(児童に中度以上の障害がある場合は20歳に達するまで)の児童を養育して、児童が下枠内のいずれかに該当する方とその児童

ご利用ください 就学相談

お子さんの心身の状態や成長に応じて適切な教育を受けられるようにするため、専門の相談員が教育環境や教育内容などについて、保護者と一緒に考えていきます。



お子さんの入学・進学・転学について心配や不安のある方は、原則として11月30日(月)までにご相談ください。

【対象】▶令和3年4月に小・中学校へ入学予定の方、▶現在小・中学校に在籍し、特別支援学級または特別支援学校への転学をお考えの方
※現在小・中学校に在籍し、まなびの教室へ通う希望のある方は、各学校にご相談ください。

【相談場所・申込み】教育支援課特別支援教育係(大久保3―1―2、新宿コズミックセンター4階) ☎(3232)3074へ。

対象の要件等詳しくは、お問い合わせください。相談先に困ったときはまずお問い合わせください。
【問合せ】子ども家庭課育成支援係(本庁舎2階) ☎(5273)4558へ。

■就学・就職の資金が必要なとき

●母子及び父子福祉資金貸付
就学・就職等の資金を貸し付けます。
【対象】都内に6か月以上お住まいで、20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の親
※面接による審査があります。早めにご相談ください。

■リフレッシュしたいとき

●ひとり親家庭休養ホーム
指定の宿泊施設と日帰り施設を無料または低額な料金で利用できます。親のみ、子どものみでは利用できません。
【対象】ひとり親家庭の親と20歳未満の子ども